

マレーシア法の行方

独立五〇周年を契機として

木原 浩之

一、はじめに

マレーシアがイギリスの植民地支配を経て独立したのが一九五七年、昨年二〇〇七年はマレーシア独立五〇周年にあたる。私が研究調査のためにマレーシアに到着した昨年八月三〇日は建国記念日の前日にあたり、空港でも市内でも、無論テレビでも、「独立(MERDEKA)！」を祝うムード一色で包まれていた。しかし、司法の世界では、その十日ほど前に、Anmad Fairuz 首席裁判官(わが国の「最高裁判所長官」に該当する)の発言が話題となっていた。八月二二日付の現地の新聞によれば、彼は、「今や我々には法的諸問題を解決するのに知見を有する多くの法律専門家がいるために、イギリスのコモン・ローに頼る必要はない」、「マレーシアは、国家独立から五〇年を経たにもかかわらず、民事法(Civil Law Act)の第三条および第五条が強制されることから、未だに植民地主義の支配から逃れられていない。」と述べている(The STAR, August 22, 2007)。

二、マレーシア法とイギリス法との関係

ここで、首席裁判官の発言の趣旨を理解す

る意味でも、マレーシア法とイギリス法との関係に触れておく必要がある。マレーシアは、百年以上に及ぶイギリスの植民地支配を受けたこともあって、伝統的にイギリス法の影響が強い。特に、ここで指摘しておきたいことは、今なお旧宗主国イギリスの法律(制定法、判例法)が、一定の範囲で、マレーシアにおいて法的拘束力を有しているという点である。

同裁判官の発言にあった「民事法」は、その起源を一八〇七年にイギリス国王ジョージ三世が東インド会社に宛てた「裁判権に関する第一特許状」にまで遡ることができるが、現在も幾度かの改正を経て(最後の改正は一九七二年である)、マレーシアに適用可能なイギリス法の範囲について明文規定を定めている。第三条は「イギリス法の一般的な適用」について、第五条は「商事上の問題におけるイギリス法の適用」について定めており、イギリスの判例法(コモン・ローおよびエクイティ)が、所定の地域では、これらに加えてイギリスの制定法がマレーシアに適用される。

三、イギリス法の適用に対する制限

もっとも、同法によってイギリス法が無制限

に適用されるわけではない。同法第三条と第五条には、イギリス法の適用除外規定も設けられている。

第一に、マレーシアに適用可能なイギリス法の範囲には「期限」が課せられている。州ごとにその期限は微妙に異なるが、西マレーシアでは一九五六年までのイギリス法のみが適用され、同年以降のイギリスの判例法・制定法は原則としてはマレーシアにおいて法的拘束力を有しない。

第二に、マレーシアに成文化された法(制定法)が施行されている場合には、その法律が規律する範囲において、イギリス法の適用は認められない。すなわち、マレーシアにおいて制定法の数が多ければ多いほど、イギリス法が適用される範囲は縮小する。私法の領域だけに限ってみても、インド、オーストラリア、ニュージーランドの制定法をモデルとした、連邦土地法典、動産売買法、契約法、会社法、消費者保護法などの制定法が数多く整備されている。

第三に、現地の諸事情に適合するイギリス法のみが適用される。マレーシアは、マレー系、中国系、インド系、その他少数民族で構成される他民族国家であり、それぞれの民族が異なる言語と宗教をもつ。マレー系はマレー語とイスラム教を、中国系は中国語と仏教を、インド系はタミル語とヒンズー教を、少数民族もそれぞれに固有の言語と宗教を、それぞれ使用し、信仰する。そして、各民族の慣習法が法源の一つとされており、また、国教をイスラム教とし、イスラム法も法源の一つとされている。土地

法、家族法、刑法などの領域では、慣習法やイスラム法に基づく独自の法形成がなされているが、民法法によれば、これらの慣習法やイスラム法と、イギリス法とが抵触する場合には、前者が優先する。

四、イギリス法からイスラム法へ

以上のように、マレーシアにおけるイギリス法の適用は、実際には、かなり制限的なものである。民法法によれば、マレーシア固有の判例法、制定法、慣習法などがイギリス法に優先するわけである。それでもなお、首席裁判官が民法法の廃止を訴えたのには、いかなる意図があったのであろうか。

首席裁判官が先の発言したのは、*“Ahmad Ibrahim: Thoughts and Knowledge Contribution”* というセミナーの場においてであった。この故Ahmad教授は、イギリス法の適用を明示する民法法を廃止し、代わってイスラム法をマレーシア法の基礎に据えるべきであることを主張してきた代表論者である。同裁判官は、その彼の業績を讃えるセミナーの場で、前述のように民法法の廃止を主張したのだが、続けて、「私の意見では、Ahmad教授の示す方向性は、いかにそれが修正されるかは別として、保持されるべきである。確かなことは、彼の努力は、イスラム法をその最も適した地位に置くという明確な目標である」ということだ。」と述べている。

以上のように、同裁判官の発言には、「イギリス法の放棄」に加えて、「イスラム法への転

換」という意図もある。これを裏づけるように、首相府の閣僚であるAbdullah Nzu博士は、首席裁判官の提案を賞賛しつつ、「全州に統一的なイスラム法を導入することになり、国家におけるイスラム法のさらなる発展に寄与するであろう」、「我々はすでに、家族法、行政法および刑法に関する連邦直轄地を加えた、一四の全州において統一的なイスラム法を有する段階に入っている」とのコメントを寄せた。もっとも、同博士は、「イスラム法の発展に関するさらなる提案があるならば、非常に歓迎すべきであるが、それは段階的に実施されるべきである」と慎重な見方も示している（*THE STAR, August 24, 2007*）。

五、マレーシア法の行方

首席裁判官の発言に対しては、否定的なコメントも寄せられている。バリスタ評議会の議長Ambiga Sreenivasanは、「マレーシアの裁判官らがイギリス法の諸原則を受容するや、それらはマレーシアのコモン・ローの一部となり、そして、マレーシア法はそのような方法で発展してきた。」とコメントを出し、「優れたマレーシアの裁判官らによって入念に構築されたマレーシアの判例法の集大成は一体どうなるのか。それは一夜にして放棄されてしまうのか。」と問うた（*THE STAR, August 23, 2007*）。

また、サバ州法律協会の会長John Sikeyunは、「マレーシアの裁判所が依拠するイギリスのコモン・ローは、とりわけ、商業問題におい

て、および、海運や国内取引といった様々な諸問題を取扱う外国人投資家にとって、重要なものである」とし、「イギリスのコモン・ローにおける諸原則は一般的または普遍的に適用されるものであり、そして、それを廃止すること、または、我々の独自のコモン・ローにのみ依拠することは、事実上、他の世界から隔離されるという結果になるであろう」と述べた（*THE STAR, August 30, 2007*）。

これらのコメントにみるように、イギリス法を放棄することのマイナス面も考慮に入れる必要がある。これまで形成されてきた判例法を放棄することは、紛争解決のための指針を失うことを意味し、混乱を招くことは避けられない。また、マレーシアは、イギリス法を継受した他のコモンウェルス諸国（インド、オーストラリア、ニュージーランド等）の法制度と多くの点で共通または類似しており、とりわけ取引法を統一化させていこうとする国際的な趨勢の中では、現状を維持するのが望ましいともいえる。今後、マレーシアが、約一二億人を占めるイスラム社会の法と歩調を合わせていくのか、それとも、コモンウェルス諸国を中心として、グローバルな影響力をもつイギリス法と歩調を合わせていくのか、その動向を注意深く見守りたい。（きはらひろゆき・法学部准教授）

〔付記〕民法法の詳細につき、拙稿「マレーシアにおけるイギリス法の継受」一九五六年（一九七二年改正）『民法法』の検討を中心に、「亜細亜法学四」巻一七七頁（二〇〇六）を参照されたい。